

岡崎市告示第385号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成28年11月 4 日

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 指定する要措置区域
岡崎市鴨田町字北浦4番3の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物及びシアン化合物
- 4 要措置区域において講ずべき指示措置
 - (1) 上記2に係る措置
 - ア 地下水の水質の測定（地下水から検出された試料採取等対象物質が規則別表第1の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合しない場合を除く。）
 - イ 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め（規則別表第2の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「第2溶出量基準」という。）に適合しない汚染状態にある土地について、原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行う場合は、不溶化又は原位置浄化を行い、第2溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。）
 - (2) 上記3に係る措置
盛土